

広報 さい



2018

No.582

2



the most beautiful
villages in Japan

佐井村
青森県

【1月20日(土) 子ども会・子育て支援センター「ぺこもち教室」】

確定申告・住民税申告のお知らせ

平成29年分の確定申告の受付・住民税申告相談を下記の各会場で行います。
申告が必要な方は、必要書類をご持参のうえおこしください。

月 日	曜日	対象地区	受付会場	受付時間
2月8日	木	牛 滝	交 流 促 進 セ ン タ ー	午前10時～午後2時
2月9日	金	福 浦	ふ れ あ い セ ン タ ー	午前10時～午後2時
2月10日	土			
2月11日	日			
2月12日	月			
2月13日	火	長 後	生 活 改 善 セ ン タ ー	午前9時～正午
		磯 谷	漁 民 研 修 セ ン タ ー	午後2時～午後4時
2月14日	水	矢 越	生 活 改 善 セ ン タ ー	午前10時～午後2時
2月15日	木	原 田	生 活 改 善 セ ン タ ー	午前10時～午後2時
2月16日	金	川 目	生 活 改 善 セ ン タ ー	午前10時～正午
2月17日	土			
2月18日	日			
2月19日	月	古佐井	アルサス（しおさいホール）	午前10時～午後4時
2月20日	火			
2月21日	水	予備日（役場窓口で申告受付しています）		
2月22日	木	大佐井	アルサス（しおさいホール）	午前10時～午後4時
2月23日	金			
2月26日(月)～3月15日(木) (※土日祝祭日を除く)			役場窓口で申告受付しています	

※各地区で申告受付の際は、役場庁舎内に税務担当職員が不在となりますのでご注意ください。
上記日程で申告ができない場合は、予備日に役場窓口で申告してください。

【申告の必要な方】

平成30年1月1日現在、佐井村に住所を有する方で、前年中（平成29年1月から12月）に次のような所得があった方。

- ① 営業、漁業、その他の事業所得、地代、家賃、配当などの所得のあった方。
- ② 給与所得者で勤務先から役場へ給与支払報告書の提出のない方。
- ③ 給与所得者で給与所得以外の所得があった方。

所得のない方でも、扶養者の勤務先、官公庁などに所得証明書、非課税証明書などの提出を必要とする場合があります。また、国民健康保険税や保険料などの算定や軽減、国民年金保険料の免除、保育料などの所得判定にも必要となります。

住民税の申告はこのような証明書などの発行をする際の資料となりますので申告が必要です。

次のような方は所得税が還付される場合があります。

① 医療費控除

昨年中に本人や家族のために医療費を多額に支払った方（生命保険の給付金や加入保険の高額療養費は差し引きますので高額療養費のわかるものを持参してください）

② 住宅借入金等特別控除

住宅の新築や増改築または購入した方。

③ 災害や盗難によって住宅や家財など資産の損害を受けた方。

④ 給与所得者で年の途中で退職し、その後就職しなかったため年末調整を受けなかった方および出稼ぎなどで年末調整を受けなかった方。

必要な書類

- ◆印鑑（必ず持参してください。口座振替を利用する方は、金融機関の通帳・届出印を持参してください）
- ◆源泉徴収票（原本）
- ◆漁業所得、不動産所得（貸家、貸地など）、営業所得のある方は収入計算書や必要経費明細書など所得の計算ができる書類
- ◆国民年金掛金および社会保険料（国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料など）の領収書（国民年金の口座振替を利用している方は、領収額がわかるものを持参してください）
- ◆生命保険料、個人年金および地震保険料の支払証明書
- ◆土地などの譲渡所得がある方は契約書等売買金額のわかる書類
- ◆医療費控除
 - ・医療費支払証明書（領収書）※領収書などを人（患者）別、病院別に集計してください。
 - ・生命保険などの給付金額のわかる書類
- ◆住宅借入金等特別控除
 - ・家屋の登記簿謄本または抄本
 - ・建築工事の請負契約書または売買契約書
 - ・金融機関発行の住宅資金借入などの年末残高等証明書
 - ・住民票
 - ・建築士などから交付を受けた増改築等工事明細書（増改築のみ）
- ◆個人番号および身元確認書類
 - ・マイナンバーカード（個人番号カード）
 - ・通知カード+運転免許証、公的医療保険の被保険者証など

※確定申告のお知らせが税務署から送付されている場合は必ず持参してください。
風力発電関連で土地の売買・賃借がある場合は、事前に相談してください。

【お問合せ】 住民福祉課 税務係 担当：山本、須藤、横浜

■平成29年分の確定申告期限と納期限は

- 申告所得税および復興特別所得税・贈与税 3月15日(木)
- 消費税および地方消費税 4月2日(月) となります。

なお、納税には、便利で確実な振替納税をご利用ください。一度手続をしていただければ、継続して利用できます。

■社会保障・税番号制度について

平成28年分以降の確定申告書等の提出の際には、マイナンバーの記載+本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。

本人確認を行う際に使用する書類の例

例1 マイナンバーカード（個人番号カード）のみ【番号確認および身元確認書類】

例2 通知カード【番号確認書類】+運転免許証、公的医療保険の被保険者証など【身元確認書類】

■申告書の作成は、国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」が便利です。

「確定申告書等作成コーナー」は、画面の案内に従って金額などを入力することにより、税額などが正しく計算され、誤りのない所得税や消費税の確定申告書、青色申告決算書などを作成できる便利なシステムです。

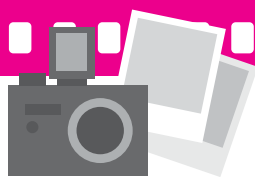
作成した確定申告書は、印刷して書面で提出できるほか、「e-Tax（電子申告）」を利用して提出することもできます。

詳しくは、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）をご覧ください。

■確定申告電話相談センターをご利用ください

確定申告に関するご相談は、「確定申告電話相談センター」の専門スタッフがお答えしております（自動音声案内で「0」を選択）。

【お問合せ】 むつ税務署 ☎22-3294



佐井村人権擁護委員に再任

佐々木寛昭さんが平成30年1月1日付けで人権擁護委員に再任されました。任期は平成32年12月31日までの3年間です。

【氏名】 佐々木 寛昭

【住所】 佐井村大字佐井字古佐井25番地3

【電話】 38-2276

みなさんが、毎日の暮らしの中で、遺産相続、土地境界のトラブル、学校でのいじめ、偏見などを受けた場合、個々の人権に対して相談パートナーとして対応しますので、お気軽にご相談ください。



べこもち教室

1月20日(土)、ぼほらすでべこもち教室が開催されました。

子ども会育成連合会、子育て支援センター「にこにこひろば」、中央公民館が合同で実施したもので、幼児とお母さんなど29人が参加しました。

子どもたちは「初めてだったけど上手にできてよかった」「作りたい形のおもちができて楽しかった」など、とても嬉しそうでした。



平成29年度コミュニティ助成事業 ～地域防災組織育成助成事業～

村では、宝くじ普及広報を図るため、一般財団法人自治総合センターが行っているコミュニティ助成事業の地域防災組織育成助成事業を活用し、佐井村保育所に「幼年消防クラブ用鼓笛隊セット」を設置しました。

今回購入した鼓笛隊セットは、演技披露やパレードを行う際に多数の観客を集め、火災予防を広く周知することに活用されます。





佐井小学校打楽器六重奏「金賞」

1月13日(土)～14日(日)、八戸市公会堂で全日本アンサンブルコンテスト第42回青森県大会が開催されました。

小学校の部に出場した佐井小学校は、^{くしだてつ の すけ} 櫛田肤之扶作曲の『イントロダクション&ダンスNo.1』を迫力いっばいに演奏しました。

惜しくも県代表2チームには選ばれませんでした。が、審査の結果金賞を受賞しました。

応援いただいたみなさん、ありがとうございました。



第68回青森県中学校体育大会冬季スキー競技大会

1月13日(土)～14日(日)、大鰐町大鰐温泉スキー場で開催された「第68回青森県中学校体育大会冬季スキー競技大会」で、佐井中学校の磯川颯汰君が好成績を収めました。

○磯川 颯汰 (2年)

アルペン競技 ジャイアントスラローム 7位入賞
(東北大会出場)

アルペン競技 スラローム 7位入賞
(東北大会出場)





12月
駐在日記 管内事件・事故発生状況
【事件】 なし
【事故】 物件事故 1件
 事件・事故には遭わないよう、起こさないよう、みんなできをつけてみましょう。
 鍵かけ運動推進中！
 泥棒は常にあなたの隙を狙っています！

迷惑駐車はやめましょう！

降雪により道路幅が狭くなるため、迷惑駐車によって救急車や消防車などの緊急自動車の通行を妨げるほか、除排雪作業の妨害になるなど、大変迷惑をかけることとなります。



また、除排雪ができずに雪が取り残された場合、子どもなどの歩行者がやむを得ず迂回するため大きく道路中央側を歩くことになり、それによって交通事故に遭う危険性が一層高くなります。

マイカーが迷惑駐車になっていないか確認しましょう。

駐在メモ 反射材を活用しましょう

みなさんは反射材を活用していますか？

反射材は車のライトなどの光を反射して自分の位置を知らせます。

小さな反射シールがみなさんの命を守ってくれます。



うんたん 雲丹の活動日記

今月の雲丹（うんたん）の活動

2018年に入って初めての雲丹（うんたん）の活動は、保育所の新春餅つき会でした。

雲丹（うんたん）も、保育所の園児に混ざり、お餅をついてきました。当日は、ご家族も含め96人が参加しとても賑やかな餅つき会になりました。





保健師だより

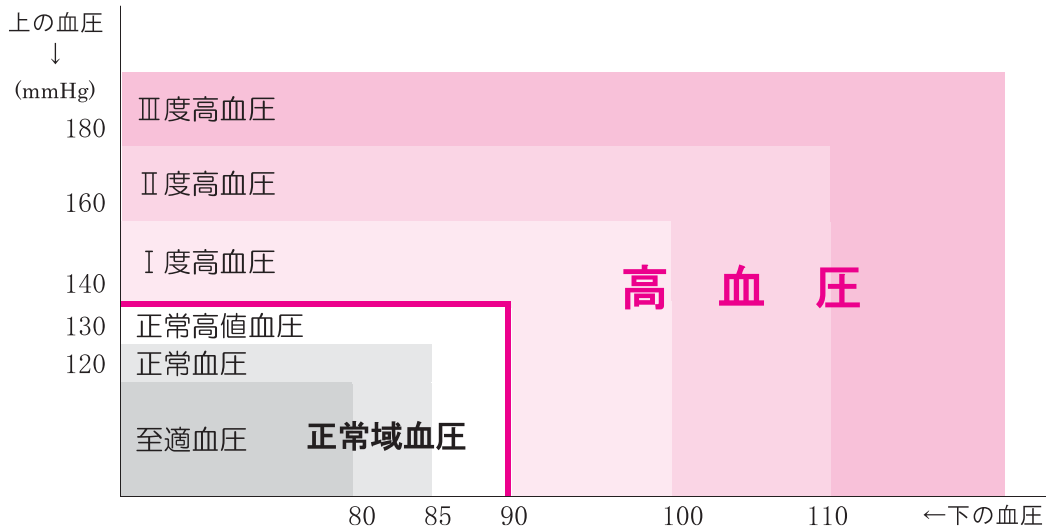
血圧と上手につきあいましょう

みなさん、普段のご自身の血圧はどのくらいか知っていますか。

血圧とは心臓から流れる血液が血管を押す力、血管内の圧力です。心臓が血液を押し出すときの最も高い圧が収縮期血圧（上の血圧）、心臓が拡張して血液の流れが緩やかなときの最も低い血圧が拡張期血圧（下の血圧）です。

血圧は、心臓が血液を押し出す力が強くかかること、血管が狭くなったり硬くなったりすることで上がります。他にも腎臓やホルモン、食塩の摂取量など多くの因子によって調節されています。

血圧の正常値は知っていますか？



※日本高血圧学会「高血圧治療ガイドライン2014」より

診察室で測定した血圧（病院・診療所等で医師・看護師により測定された血圧）が140/90mmHg以上、家庭で測定した血圧が135/85mmHg以上を「高血圧」として

います。

佐井村の血圧事情

今年度の集団健診を受診した394人の場合

医療継続190人、要医療44人、要指導41人、異常なし119人

血圧の項目を見てみると、約7割の方が生活の改善が必要な場合や病院での検査が必要な方、すでに血圧の薬を飲んでいる方でした。

自宅での正しい血圧の測り方

朝晩1日2回、それぞれ1～3回ずつの平均

朝…起床後1時間以内、排尿後、朝食前、朝の服薬前、座って1～2分安静後

晩…就寝前、座って1～2分安静後

測定環境…静かで寒すぎない室温、会話を交わさない、測定前のタバコ、飲酒、カフェイン摂取は行わないこと。

血圧は常に変動しています。自分は朝が高いタイプなのか、夜が高いタイプなのか、日中に高くなるタイプなのかを知ってください。そして、少し体調が悪い時や頭痛、肩・首がこっている時にも測定し普段との違いを知ってください。自宅での血圧値が普段より高い値が続く場合は、かかりつけ医に相談しましょう。

血圧は多少高くなっても自覚症状はありませんが、気付かないうちに動脈硬化が進行し、心筋梗塞や脳卒中などを引き起こすリスクが高くなります。生活習慣の修正をすることで、予防や薬を服用している場合の降圧薬の作用増強効果が期待できます。



賢く身近に！ セルフメディケーション

～日本語で自己服薬～

2017年1月1日から、医療費控除の特例として「セルフメディケーション税制」が始まりました。

個人の健康増進や、疾病予防を目的に始まった制度です。薬局やドラッグストアなどで購入された「薬」に対する税の負担を軽くする制度です。税制なのでルールがありますので当てはまる人には得になります。医療と健康のほかに、税制度も関わっています。痛み止め、花粉症の薬、水虫の薬など、よく利用する薬が対象になっています。セルフ、すなわち自分で体の状態をみてメディケーション、つまり薬をのむ。・・・自己管理ってなんだかかっこいい感じ。ましてやお得?! 健康の意識や、病院行こうかなあ、という受診行為を見直してみませんか? もちろん、からだの症状に対する治療や薬はさまざまなので、病院の受診も大切です。持病がある方は定期受診は必須であり、税制度としても病院から薬をもらった方がいい場合が多いでしょう。

<セルフメディケーション税制>

健康の維持増進および疾病の予防の取り組みを行う個人が平成29年1月1日～平成33年12月31日の間に、自己または生計を共にする配偶者その他の親族に関わるスイッチOTC医薬品の購入の対価を支払った際、その金額（1万2千円～最大で8万8千円）について、その年の総所得金額から控除を受けられるもの。

「厚生労働省HPより」

セルフメディケーション

税 控除 対象

具体的なポイント・・・

- ①「健康を意識して特定健康診査や予防接種、定期健康診断、健康診査、がん検診を受けている人」が対象。
- ②確定申告で行う。
- ③対象となる医薬品には目印がある。
- ④従来の医療費控除と一緒に使えない。
- ⑤生計を共にする者を含む。詳細は厚生労働省や、国税庁のホームページなどを参考に！



比較表(簡易版)

	+	-
	医療費控除	セルフメディケーション税制
対象額	10万円以上	1万2,000円以上
上限額	200万円	8万8,000円
対象	治療費、医薬品購入費、検査費用など	OTC医薬品のみ
申告時に必要なもの	レシート(領収書)、源泉徴収票	



出初式が行われました

1月7日(日)、佐井村消防団出初式が行われました。出初式挙行前には、箭根森八幡宮において安全祈願祭も行われ今年一年の無火災・無災害を祈願しました。

当日は屋外での分列行進や機械器具点検、アルサス内会場での纏振り演技や表彰式が行われました。表彰者は次のとおりです。

【消防庁長官表彰 銀杯伝達
永年勤続退団者 4名】

元第1分団	団員	山本 修
元第1分団	団員	田名部 孝夫
元第2分団	副分団長	後藤 重城
元第5分団	分団長	横浜 亨



【佐井村消防団長表彰 精勤章授与 7名】

第1分団	団員	竹内 伸太郎
第2分団	団員	畠中 一磨
第3分団	団員	佐藤 翼
第4分団	団員	舘脇 亮
第6分団	班長	大石 孝之
第7分団	団員	田中 孝宏
第8分団	団員	坂井 聖



火の元に注意しましょう

冬場は特に空気が乾燥しているため、火災が発生しやすい環境にあります。

また、気温の低下とともに家庭や職場において石油ストーブやコタツなどの暖房器具を使用する機会が多くなります。それに伴い、火災発生危険も一段と大きくなるため、以下のことに注意し、火災を起こすことのないように努めましょう。

- ①ストーブの周りに燃えやすい物を置かないなど、暖房器具の取扱いには十分に注意しましょう。
- ②火を使って調理する際は、その場から離れないようにしましょう。離れる時は、必ず火を消しましょう。
- ③ゴミや古新聞などは定められた日時に出し、家の周りに燃えやすい物を置かないようにしましょう。
- ④お出かけ前や就寝前には、必ず火の元を確認しましょう。



日本年金機構から送付される各種通知書について

ねんきん定期便

これまでの年金加入記録をご確認していただくとともに、年金制度に対するご理解を深めていただくために送付するものです。

【送付対象者】 国民年金および厚生年金保険に加入している方

【送付時期】 毎年誕生日（1月生まれの方のみ誕生日の前月）

年金額改定通知書・年金振込通知書

○6月にお知らせが届いた方

毎年6月に、1年分の「年金支払額」などをまとめてお知らせするものです。

【送付対象者】 年金を受給している方

【送付時期】 毎年6月上旬頃

○6月以外にお知らせが届いた方

年金支払額や受取金融機関に変更があった場合に、その都度「年金支払額」などをお知らせするものです。

公的年金等の受給者の扶養親族等申告書（平成30年分）

所得税の課税対象となる方から、所得税額計算の際の各種控除額の算定のもととなる「扶養親族等申告書」を提出していただくため、お送りするものです。

【送付対象者】 老齢または退職を支給事由とする年金を受給している方のうち、受け取っている年金額が65歳未満で108万円以上、65歳以上で158万円以上ある方

【送付時期】 毎年10月上旬頃（※今年度は個人番号（マイナンバー）を申出していたことから、8月に送付しています）

社会保険料（国民年金保険料）控除証明書

年末調整または確定申告時に必要となる国民年金保険料納付額を証明するものです。

【送付対象者】 毎年1月1日から12月31日までの間に、国民年金保険料を納めていただいた方（被保険者ご本人）

【送付時期】 毎年11月初旬頃

公的年金等の源泉徴収票（平成29年分）

平成29年分として支払われた年金の金額や源泉徴収された所得税額などをお知らせするものです。

【送付対象者】 老齢または退職を支給事由とする年金を受給している方

【送付時期】 毎年1月上旬頃

※各種通知書をなくした場合は、担当までご相談ください。

【お問合せ】 住民福祉課 住民係 担当：宮澤

赤十字活動資金にご協力ください

～平成30年度の募集運動がはじまります～

日頃、赤十字活動にご理解とご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

日本赤十字社は、明治10年の西南戦争における戦時救護を機に産声を上げました。

その創立から10年後の明治20年に「青森県委員部」として設置された青森県支部は、平成30年を持って創立130周年という節目の年を迎えることから、青森県支部ではこれを記念して、平成30年度、10年ぶりとなる「青森県赤十字大会」の開催を予定しております。

また、近年、国内外で自然災害が多発し、被災者の人道的支援など、赤十字社が果たすべき役割が増大している状況を鑑み、赤十字会員（社員）ならびに活動資金の募集強化を図るため、日本赤十字社では、平成29年度において、「社員制度の見直し」を行いました。

このことから、青森県支部では、平成30年2月1日から実施する平成30年度の赤十字活動資金確保のための募集運動より新しい制度にもとづく募集活動を展開します。

130年の歴史を踏まえ、青森県における赤十字活動の更なる強化を図るため、新しい制度にもとづく「赤十字会員（社員）増強・活動資金増収運動」の趣旨をご理解いただき、佐井村の住民のみなさまの赤十字会員（社員）への加入ならびに平成30年度の赤十字活動資金（会費・寄付金）のご支援について、よろしくお願い申し上げます。

※佐井村分区においては、2月1日(木)以降、日赤奉仕団員が各家庭を訪問させていただきますが、会費（社費）は事務局（役場住民福祉課）へ持ち込みしていただいても構いません。

【社員制度の見直しの主な内容】

- これまで「社費」と呼ばれていた赤十字活動資金の名称が「会費」に改められます。
- これまで「社員」と呼ばれていた赤十字支援者の名称が「赤十字会員」に改められます。
- 「赤十字会員」の種類は、2千円以上の定額により継続的にご支援いただく「会員」と、2千円未満の定額によりご支援いただく「協力会員」となります。
- 2千円以上の支援を行う方に対して、「会員」加入の意思確認を実施します。
- 「会員」加入の意思確認により、「会員」に加入された方には、年2回、赤十字情報誌を無償で送付いたします。

【お問合せ】 日本赤十字社青森県支部組織振興課

☎ 017-722-2011

日本赤十字社青森県支部佐井村分区

事務局：住民福祉課住民係 宮澤



お客様の課題解決のお手伝いを
「誠心誠意」対応いたします。



FUJITSU パートナー

扶桑電通株式会社

■青森営業所 青森市長島二丁目13番1号
TEL. 017-775-2031(代) FAX. 017-774-4720

■八戸営業所 八戸市三日町2(青銀明治安田生命ビル)
TEL. 0178-44-1855 FAX. 0178-44-8494

《ホームページアドレス》
<http://www.fusodentsu.co.jp>

平成28年度分

後期高齢者医療高額医療・高額介護合算療養費支給申請のお知らせ

○支給対象者

後期高齢者医療制度に加入している方で医療保険と介護保険の自己負担額（注）の両方の支払いをした方が支給の対象となります。

○対象期間

毎年8月1日から翌年7月31日までの1年間です。

○支給額

医療保険と介護保険の自己負担額の合計が、所得区分に応じた自己負担限度額（表）を超えた場合にその超えた額が支給されます。

※超えた額が500円以下の場合は支給対象となりません。

○支給申請

支給を受けるには必ず申請が必要となります。

なお、支給の要件に該当すると思われる世帯には、2月下旬に青森県後期高齢者医療広域連合から支給申請のお知らせをお送りします。お知らせが届いた方は役場窓口申請してください。

また、対象期間の途中に後期高齢者医療制度に加入した方や転入してきた方などがいる世帯には、支給対象となる世帯でも、支給申請のお知らせが送られない場合がありますので、対象になるとと思われる方は担当までお問合せください。

自己負担限度額[表]

所得区分	自己負担限度額
現役並み所得	67万円
一般	56万円
低所得Ⅱ	31万円
低所得Ⅰ	19万円

低所得Ⅱ：世帯全員が非課税の方
低所得Ⅰ：世帯全員が非課税の方のうち、世帯全員の各所得が0円の方

[注]自己負担額は支払った額から高額医療費や高額介護(予防)サービス費を除いた額です。

☆申請に必要なもの

- 支給申請書
- 支給申請についてのお知らせ
- 印鑑（認印）
- 個人番号（マイナンバー）がわかるもの（通知カードまたは個人番号カード）
- 通帳（または通帳のコピー）など口座情報のわかるもの

※被保険者が亡くなっている場合は受領申立書の提出が必要です。

（事前に提出した場合は不要です。）

※被保険者以外の方が申請または受領する場合は委任状が必要です。

※被保険者以外の方が申請する場合は委任状に加え、被保険者の個人番号がわかるもの、申請者の本人確認書類などが必要です。

※重度心身障害者医療費の助成を受けている場合は、市町村へ受領を委任する委任状が必要です。

※対象期間中に青森県後期高齢者医療以外の医療保険や他市町村の介護保険に加入歴があり、自己負担額がある場合は、それらの保険の自己負担額証明書が必要です。

【お問合せ】 住民福祉課 国保係 担当：山崎

県税口座振替制度のお知らせ

青森県では県税の口座振替の申込みを受け付けています。県税の納税は、便利で、安全・確実な口座振替をご利用ください。

【口座振替を利用できる県税】

◇自動車税

6月納期分（定期賦課分）

◇個人事業税

8月・11月納期分（定期賦課分）

◇法人県民税・事業税（地方法人特別税を含みます。）

中間申告および確定申告分（期限内申告分に限りませす。）

◇軽油引取税

特別徴収義務者の申告分（徴収猶予分を除きます。）

※法人県民税・事業税、軽油引取税の振替日は翌月25日です。

【申込方法】

本人名義の通帳と預金届出印をご持参のうえ、最寄りの取扱金融機関または地域県民局県税部にお申込みください。申込用紙は各窓口にて備え付けてあります。

【申込期限】

◇自動車税……4月27日（平成30年度）

◇個人事業税…8月中旬

◇法人県民税・事業税、軽油引取税…申告期限の日

【取扱金融機関】

青森銀行、みちのく銀行、青い森信用金庫、青森県信用組合、東北労働金庫、農業協同組合、ゆうちょ銀行（郵便局）など

【ご注意ください】

振替日から数日間は地域県民局県税部の窓口では振替の確認ができませんので、その期間に納税証明書が必要な場合は、口座振替分の記帳をした預金通帳を持参していただく必要があります。

【お問合せ】 下北地域県民局県税部 納税管理課 ☎22-8581 内線203

青森県移住支援協議会主催相談会のお知らせ

青森県移住支援協議会では、一般消費者向けに「住まいと空き家の相談会」を開催します。

【開催時間】 午前10時30分から午後3時まで

【相談員】 宅地建物取引士、すまいアップアドバイザー、司法書士

【開催日・場所】

◇青森会場 2月6日(火) アスパム 8階「しらかみ」

◇八戸会場 2月14日(水) はっち 5階「レジデンスC」

◇弘前会場 2月18日(日) ヒロロ 3階「多世代交流室1」

※相談料は無料です。相談がある方は事前に申込みが必要です。

【申込・お問合せ】 青森県移住支援協議会 ☎017-722-4086

FAX 017-773-5180

自動車の名義変更・廃車手続きおよび車検はお早めに！

例年3月は、名義変更（移転登録）・廃車（抹消登録）・住所変更など（変更登録など）・車検（継続検査）の手続きで、運輸支局および事務所の窓口は大変混雑します。特に、3月中旬頃から月末にかけて徐々に待ち時間が長くなり申請者のみなさんに大変ご不便をおかけしております。

名義変更や廃車などの手続きは、混雑をさげ待ち時間が少ない3月14日以前に手続きしていただくようお願いいたします。

また、車検（継続検査）は1か月前から受けることができますので、3月下旬に集中しないようお早めに受検していただくようお願いいたします。

ユーザー車検については、インターネット検査予約サイトなどにより検査予約を行ってください。予約操作についてのお問合せは、自動車検査予約ヘルプデスクでお答えしていますのでご利用ください。

なお、軽自動車は「軽自動車検査協会」が手続き窓口になり、手続き方法などが違いますので、ご注意ください。

【お問合せ】 東北運輸局青森運輸支局 ☎050-5540-2008
 受付時間 平日 午前8時45分から正午、午後1時から午後4時まで
 （土・日・祝日は休みです）
 H P <http://www.tb.mlit.go.jp/tohoku/am/am-index.htm>
 自動車技術総合機構 H P <http://www.yoyaku.naltec.go.jp>
 自動車検査予約ヘルプデスク ☎0570-030-330
 （午前9時から午後6時まで 土・日・祝日を除く）

2018年度「教育・福祉・環境」助成金募集のお知らせ

公益財団法人みちのく・ふるさと貢献基金では県内の地域貢献を目的に個人、団体、NPO法人、企業などに助成金の交付を行っています。

助成金額	必要費用以内で、100万円を限度
対象者 対象団体	原則として1年以上の継続的、組織的活動実績のある個人、団体、NPO法人、企業など
応募資格等	<ol style="list-style-type: none"> (1) 青森県の自然、地域、生活文化、歴史、風土などの地域資源を活用・創造する活動や、健康増進、医療、福祉、環境に関連する活動を行うこと (2) 2018年10月1日～2019年9月30日までに実施する活動であること (3) 助成金給付後、活動・研究報告書を提出すること <p>※次の団体などは対象外とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去3年以内に当財団の助成金を受けた団体など ・政治活動または宗教活動を目的とする団体など
応募期間	2018年4月1日(日)から6月30日(土)まで
応募先	公益財団法人みちのく・ふるさと貢献基金 事務局 〒030-8622 青森市勝田一丁目3番1号

【お問合せ】 公益財団法人みちのく・ふるさと貢献基金 事務局
 ☎017-774-1179 担当：鳴海、川村

平成30・31年度「国有林モニター」の募集

東北森林管理局は、国有林の管理・経営にみなさんの声を役立てていくため、モニターを募集しています。

○募集人員：48名程度

○募集期間：平成29年12月18日(月)～平成30年2月9日(金)

○任 期：平成30年4月1日から2年間

○内 容：アンケートの回答、国有林モニター会議などへの出席など

※応募資格、応募方法などの詳細は、東北森林管理局ホームページをご覧ください。担当までお問合せください。

【お問合せ】 東北森林管理局 企画調整課 林政推進係

☎018-836-2228 FAX：018-836-2031

E-mail：t_kikaku@maff.go.jp HP：http://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/

第8回サークル活動発表会「SHIMOKATSU」

下北文化会館を拠点に活動しているサークル団体による発表会を開催します。舞台・展示・団体紹介部門に分かれて、日頃の活動の成果を披露しますので、ぜひご覧ください。

日 時：3月18日(日) 午後1時から

場 所：下北文化会館 大ホール・展示ホール

入 場 料：無料

参加団体：琴名流大正琴千姫の会、五十丸祭組、下北吹奏楽団、ジャギーむつ、

Gemmy Peaks、スマイルフィットネスサークル、創作ダンス♥キャッツアイ、

太極拳むつサークル、手編みサークル、ビューティフル・フラむつハーラウ、

フラワーアレンジメントサークルたんぽぽ、むつ女声合唱団、むつ太極拳くら

ぶ、むつヨーガサークル、むつろうあ協会、ヨガ・ピンクロータス、よさこい

Smile&Smile

計17団体

【お問合せ】 下北文化会館 ☎22-8411

介護保険料（5期）の納期は、

2月28日(水)です。忘れずに納付しましょう！

※納期ごとの納付が困難な方は、分割による納付も可能です。
お気軽に住民福祉課 税務係までご相談ください。

員を募集します

佐井村教育委員会

職 種：スクールサポーター 3名

職務内容：主に学習支援および学校行事支援など（3時間×200日×2名）
主に登下校時の交通安全および防犯指導（2時間×200日×1名）

勤 務 先：佐井小学校

応募資格：職務内容を理解し、意欲のある方

雇用期間：平成30年4月1日～平成31年3月31日

提出書類：履歴書 1通

お問合せ：教育委員会 村川 有衣

職 種：用務員 1名

勤 務 先：佐井中学校

応募資格：危険物取扱者乙種4類資格および大型自動車運転免許を有する方

雇用期間：平成30年4月2日～9月30日

（更新あり・1回・再任用有、ただし3年を超えない範囲とする）

提出書類：履歴書 1通、資格証の写し 1通

お問合せ：教育委員会 田中 潔

◎**提出期限：**平成30年2月13日(火)

◎**提 出 先：**佐井村教育委員会

◎**賃 金：**スクールサポーターはスクールサポーター設置要綱による。
用務員は佐井村立学校臨時用務員の任用等に関する要綱による。

◎**採用試験：**

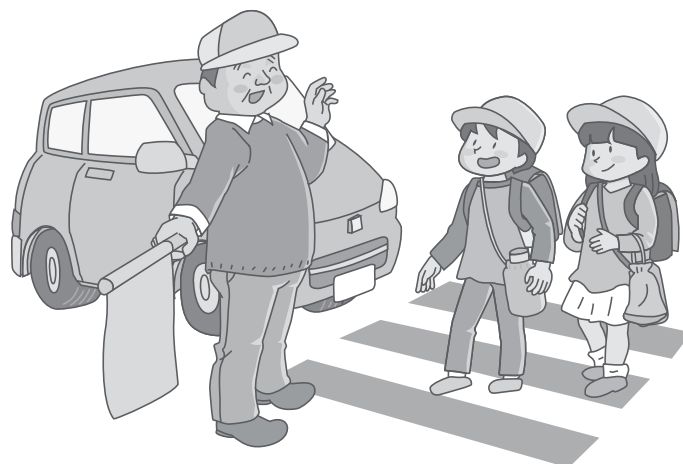
日 時 平成30年2月17日(土) 午前11時00分

場 所 佐井村役場2階 第2委員会室

試験科目 面接

◎**そ の 他：**提出書類は、郵送可とする。（※ただし書留で2月13日(火)必着）

【お問合せ】 佐井村教育委員会 ☎38-4506



佐井村臨時職

佐井村役場

職 種：一般事務 1名
勤 務 先：佐井村役場（総合戦略課）
応募資格：高等学校卒業（見込）以上の方
雇用期間：平成30年4月2日～9月30日
（更新あり・1回）
提出書類：履歴書 1通
お問合せ：総合戦略課 宮澤 淳

職 種：介護支援専門員、社会福祉士、保健師のいずれか1名
勤 務 先：佐井村役場（地域包括支援センター）
応募資格：介護支援専門員、社会福祉士、保健師いずれかの資格および普通自動車運転免許を有する方
雇用期間：平成30年4月2日～9月30日
（更新あり・1回）
提出書類：履歴書 1通、資格証の写し 1通
お問合せ：住民福祉課 奥本 治彦

職 種：ニホンザル保護管理専門員 1名
ニホンザル監視人 1名
勤 務 先：佐井村役場（産業建設課）
応募資格：普通自動車運転免許を有する方（わな免許所有者優遇）
雇用期間：平成30年4月2日～9月30日
（更新あり・1回）
提出書類：履歴書 1通、資格証の写し 1通
お問合せ：産業建設課 長島 幸雄

職 種：レセプト点検および一般事務 1名
勤 務 先：佐井村役場（住民福祉課）
応募資格：医療事務の資格を有する方
雇用期間：平成30年4月2日～9月30日
（更新あり・1回）
提出書類：履歴書 1通、資格証の写し 1通
お問合せ：住民福祉課 金沢 賢悟

一部事務組合 下北医療センター 佐井地区診療所

職 種：医療事務 1名
勤 務 先：佐井地区診療所
応募資格：医療事務の資格および普通自動車運転免許を有する方
雇用期間：平成30年4月2日～9月30日（更新あり・1回）
提出書類：履歴書 1通、資格証の写し 1通
お問合せ：佐井地区診療所 佐藤 明子

◎提出期限：平成30年2月13日（火）

◎提出先：佐井村役場 総務課

◎賃 金：臨時職員の給与の取扱要綱による。

◎採用試験：

日 時 平成30年2月17日（土） 午前9時00分

場 所 佐井村役場2階 第2委員会室

試験科目 面接

◎その他：提出書類は、郵送可とする。（※ただし書留で2月13日（火）必着）

【お問合せ】 佐井村役場 総務課・総合戦略課・住民福祉課・産業建設課 ☎38-2111
佐井地区診療所 ☎38-2261

大函丸 法定検査に伴う各種ご案内

津軽海峡フェリー株式会社の函館～大間航路、就航船舶「大函丸」が法定検査のため、下記の期間運休となります。

また、運休に伴いターミナルの開館時間、売店・食堂の営業時間に変更となりますので、ご利用のお客様にはご不便をおかけしますが、下記運航スケジュールならびに営業時間に留意されご利用ください。

【函館～大間航路】 運航スケジュール ※運休期間：3/5(月)～3/16(金)

	日 付			3/4	3/5	3/6～3/15	3/16	3/17
	便	出発	到着	日	月	火～木	金	土
函館発	6	9:30	11:00	通常ダイヤ	×	×	×	通常ダイヤ
	10	16:30	18:00		×	×	○	
大間発	5	7:00	8:30		○	×	×	
	9	14:10	15:40		×	×	×	

※3月5日函館発6便から3月16日大間発9便までが運休となります。

【営業時間】

日 付	ターミナル開館時間	売店「SEAちゃん大間店」 営業時間	食堂「海峡日和 大間店」 営業時間
3月4日(日)	5:30～19:00	6:00～18:00	9:00～18:00 ラストオーダー17:30
3月5日(月)	5:30～18:30	6:00～15:00	9:00～15:00 ラストオーダー14:30
3月6日(火) 3月15日(木)	8:30～18:30	9:00～15:00	
3月16日(金)	8:30～19:00		
3月17日(土)	5:30～19:00	6:00～18:00	9:00～18:00 ラストオーダー17:30

【お問合せ】 津軽海峡フェリー株式会社 大間支店 ☎37-3111



戸籍の窓口

1月15日現在

◎おくやみ申し上げます

岡村 義道さん (一弘さん)

石澤みつよさん (省一さん)

松橋 金藏さん (徹さん)

大久保和博さん (玲子さん)

大水 みやさん (勇一さん)

個人のプライバシーを尊重いたしますので、掲載して欲しくない方は、届出の際、担当に申し出てください。

原 田

大佐井

古佐井

古佐井

古佐井

佐井村の人口

12月31日現在

男 1,055(-4) 計 2,102(-3)

女 1,047(+1) 世帯数 969(-3)

()内は前月比

みんなで続けていこう！ 交通死亡事故ゼロ 次の目標は2,000日

記録 1,913日 (2/1現在)

2月の早め点灯時刻は午後4時です